

令和8年度等級等ごとの職員数の公表について

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、年度当初（令和8年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数について公表します。

行政職給料表（1）

等級	等級別標準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定期的な業務を行う主事及び保育士の職務	11	55.0%	一般事務	10	15	75.0%	係員級
				教育委員会	1			
2 級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事及び保育士又は主任の職務	4	20.0%	一般事務	3	4	20.0%	係長級
				教育委員会	1			
3 級	係長、主査及び主任保育士の職務	4	20.0%	一般事務	4	4	20.0%	係長級
4 級	課長補佐の職務	0	0.0%	一般事務		0	0.0%	課長補佐級
5 級	課長及び主幹の職務	1	5.0%	一般事務	1	1	5.0%	課長級
合計		20						

行政職給料表（2）

等級	等級別標準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	発電所の業務を行う職務又は給食調理員の職務	3	50.0%	発電所	2	3	50.0%	係員級
				給食調理	1			
2 級	高度の技術若しくは経験を必要とする発電所の業務を行う職務又は給食調理員の職務	3	50.0%	発電所	3	3	50.0%	係員級
3 級	技能主任の職務		0.0%	発電所		0	0.0%	
合計		6						

医療職給料表（1）

等級	等級別標準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医療業務を行う職務	0				0		
2 級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	0				0		
3 級	特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	0				0		
合計		0						

医療職給料表（2）

等級	等級別標準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	准看護師及び栄養士の職務	0				0		
2 級	保健師及び看護師の職務	0		看護師		0		
3 級	高度の技術若しくは経験を必要とする保健師及び看護師の職務又は保健師及び看護師を指揮監督する職務	0				0		
合計		0						

※端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。